

研究ノート

本学におけるスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程設置に向けて

梅木幹司*1

キーワード：スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーク、社会福祉士

1 はじめに

現代社会におけるわが国の子どもを取り巻く状況を見ると「子どもの権利条約」が示す「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの柱が侵害されていと言わざるを得ない現状がある。これらの権利侵害は、「虐待」、「貧困」、「いじめ」、「不登校」、「暴力」等の問題として具体的に表面化し、教育現場においては、日々このような問題の対応に迫られている。しかし、これらの問題に対して、教員だけで対応するには限界があり、それらの解決を目指す専門職の配置が教育現場では必要である。その専門職の1つとして、スクールソーシャルワーカー(以下、「SSWer」とする)の存在が挙げられ、彼らへの期待は大きい。国は、今後5年間で全国の中学校区に1名(総計約10,000人)のSSWerを配置することを目指しており、福祉を基盤としスクールソーシャルワーク(以下、「SSW」とする)の専門的な知識を有する人材の養成及び確保が急務となっている。そこで、2009(平成19)年度から実施されているスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程(以下、「SSW教育課程」とする)の設置を行う養成校の拡充を目的として、2016(平成28)年度からスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会が開催され、専門科目群を担当する教員要件の選択肢が増えることとなった。筆者もこの講習会を受講し、SSWerの役割や機能について理解することができた。特に認識を深めたこととしては、教育現場には福祉職であるSSWerが介入することへの抵抗が根強くあることであった。これを打ち破

ることは、非常に難しいかもしれないが、子どもの最善の利益を目指すためには、困難を打ち破り、学校との協働を目指すことは、重要である。

今回受講した教員に課せられた役割は、その困難に立ち向かうSSWerの養成である。その中でも特に筆者は、子どもの最善の利益を常に第一に考え、実働できるSSWerを養成することを目標としたい。この「実働」の意味には、実践現場で一生懸命に汗を流して働くという意味もあるが、多くの専門職や関係者を巻き込んで、SSWerとしてのアイデンティティを持ち、互いの専門性を尊重し、尊敬する態度を身につけたSSWerを養成することが、その思いの中心である。そして、何よりも子どもから信頼されるSSWerを養成したいと考えている。そのためには、多くの視点、または多くの関係機関を巻き込んでSSWerを養成することが必要である。本稿では、本学が今後、SSW教育課程の設置を行う上で必要なこと、またその課題等を検討することを目的としたい。

2 スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程について

2008(平成20)年度より国(文部科学省)の事業として、「スクールソーシャルワーカー活動事業」が始まった。この事業は、初年度において予算約15億円を投じて始まった。この事業実施の流れに伴い、2009(平成21)年度より一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が、社会福祉士養成校を対象として、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の設置を可能とした。これにより、SSWerが認定資格として位置づけられることとなった。この認定

*1 至誠館大学 ライフデザイン学部

資格は、教育課程を修了するだけでは認定を受けることができず、社会福祉士または精神保健福祉士のいずれかの国家試験に合格し、登録した後に申請することにより、修了証が交付されるものである。したがって、社会福祉士や精神保健福祉士を基礎資格として、その上に乗る認定資格である。すなわちこの教育課程は、社会福祉の共通基盤を学び、ソーシャルワーカーとしての一定の知識、

技術、価値を身に着けた上で教育を展開し、スペシフィックなソーシャルワーカーとしての養成を目的としたものである。そして、この認定を受けている養成校は、2016(平成28)年4月1日現在、全国で41校りである。

この教育課程は、以下の科目(表1~表4)の履修が必要である。

表1 スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群

科目名	時間数			必修・選択の別	SSW 実務経験2年以上の者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
スクール(学校)ソーシャルワーク論	30h	—	90h	必修	必修
スクール(学校)ソーシャルワーク演習	15h	15h	—	必修	必修
スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	15h	1.5h	20h	必修	履修免除
スクール(学校)ソーシャルワーク実習	80h	80h	—	必修	履修免除

スクール(学校)ソーシャルワーク演習、同実習指導担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生(生徒を含む)20人につき1人以上が望ましい。スクール(学校)ソーシャルワーク実習について、同時に実習を行う学生の数は、実習指導者1人につき5人を上限とすることが望ましい。

表2 教育関連科目群

科目名	科目数	1科目の時間数			必修・選択の別	SSW 実務経験2年以上の者	教職普通免許状所持者
		通学課程	通信課程				
			面接	印刷			
・教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目	1科目以上	30h	—	90h	1科目以上選択必修	履修免除	履修免除
・教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒(障害のある幼児、児童及び生徒を含む)の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目	1科目以上	30h	—	90h	1科目以上選択必修	履修免除	履修免除
・生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目							

表3 追加科目(社会福祉士養成校の認定課程のみ)

科目名	時間数			必修・選択の別
	通学課程	通信課程		
		面接	印刷	
精神保健の課題と支援	30h	—	90h	必修

表4 追加科目(精神保健福祉士養成校の認定課程のみ)

科目名	時間数			必修・選択の別
	通学課程	通信課程		
		面接	印刷	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h	必修	90h	必修

出所：社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程²⁾(一般社団法人日本社会福祉士養成校協会)より

また、上記の科目のうちスクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群の担当教員の要件として、2016(平成 28)年度から、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会修了者が加わった。これは、近年のSSWerへのニーズの高まりと、それを受けて認定校を増加させる目的がある。

3 山口県萩市のSSWerの活動状況

本学がある山口県萩市は、県の北部に位置し、人口約5万人の県内でも特に少子高齢化が進んだ地方中小都市である。2005(平成 17)年の平成の大合併により、1市2町4村が合併し、現在の新しい萩市となった。市内には、2016(平成 28)年10月末現在、小学校21校、中学校15校、高等学校4校、特別支援学校1校が存在している。市内は、少子化の影響により各校の児童・生徒数が数人の学校も存在し、小・中併設校は現在8校(特別支援学校は除く)となっている。子どもたちが少ない町では、彼らが直面している問題も少ないように思われがちだが、いじめ問題、児童虐待問題、貧困問題など全国的に子どもたちが直面している問題も等しく市内に存在している。

そこで、子どもたちが直面している問題に対応するSSWerの活動実態を知るために萩市教育委員会に訪問し話を伺った。対応は、学校教育課の指導主事であるA氏にいただいた。A氏によると、2015(平成 27)年度のSSWerの活動実態は、市内の小・中学校36校を対象として、年間35週、週1回、1回2時間であった。SSWerの活動形態は派遣型^{註1)}を採用しているが、SSWerが派遣され活動しているとは言い難い状況である。その要因については、市にSSWerについての認識があまりなく、国の補助金があるにしても市の予算に計上されにくい現状があることに加え、活動可能なSSWerが圧倒的に不足している状況も予算化されないことに影響を与えているということであった。しかし、各学校では、毎日のように子どもやその家族に関係する問題が生じている。そのような問題がある中でSSWerが対応すべきケースは誰が行っているのだろうか。それは、本来ならばSSWerが対応すべきケースについても、A氏が対応しているとのことであった。A氏が対応するケースの中でも極めて重大なケースについては、A氏が精査し、SSWerに対応を依頼する方法をとっているとのことであった。しかし、SSWerは

市内だけでなく県内においても十分に存在しているわけではない。また、萩市は県北部に位置しているため、県中央部や県東部、西部からは車で約1~2時間かかる。SSWerの対応が必要と判断した時は、この距離を通じてSSWerに支援してもらっているという状況であった。

萩市のSSWerの活動については、現在は限られた予算の中で、教育委員会がそのような対応をとるしか方法はないようで、SSWerが活動する現状としては、極めて厳しいと確認することができた。このような状況においては、市内の学校において実習を展開することは困難であり、充実した実習を展開するためには、萩市の教育委員会等との協議を重ねた上で、実習開始に向けて様々な環境整備が必要である。

4 スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程設置に向けての学内教育環境の整備

ここでは、本学が教育課程を設置する上で、学内において今後進めるべきこと等について検討したい。まずは、本学には、SSWerを志望する学生が何人ぐらい存在し、志望する学生は、どのようなことを教育課程に対して望んでいるのかを簡単ではあるが確認した。

本学は、社会福祉士養成を行っている大学であり、社会福祉士を目指す学生は、ここ5年間において、各年度10人以下で推移している。その中で、保育士とのダブルライセンスを目指す学生が約半数存在し、これらの学生の多くは、将来は保育所をはじめ児童福祉施設での勤務を希望している。

その学生の中で、明確に将来の職業としてSSWerを志望している学生が数名存在していた。その学生の一人に対して、「なぜSSWerになりたいのか?」という質問を試みた。それに対して、「スクールカウンセラー(以下、「SC」とする)は、確かに話はよく聴いてくれるけれど、実際に子どもたちが直面している問題を解決してくれるのはSSWerなので、そんな専門職になりたい。」という回答をしてくれた。その考えの中には、

子どもたちが直面している問題を解決するには、決して1人のSSWerの力だけではできないことも理解していた。様々な専門職との連携を通じて解決に導く専門職であることをしっかりと理解した上での回答であった。またもう一つの質問として、「SSWerを目指す上で、どのような勉強をしたいか?」との質問に対しては、「実際に活動されているSSWerの下で勉強させてもらいたい」という回答であった。この回答は至極、当然のことであるが、現状として難しさがあることも改めて感じた。しかし、質問に応じてくれた学生の2つの回答には、SSWerを養成するための重要な要素が含まれていると感じた。学生が満足し、また彼らの目指す将来に対して十分に応えられるSSW教育課程を展開することの重要性をあらためて考えさせられた。そして、学生たちの意見を聴くことの必要性もあらためて感じた。

4-1 カリキュラムの再編

本学の社会福祉士養成において、実習教育は3年次の後期から開始され、他大学と比較すると実習教育が開始される時期が遅い。その影響もあり履修の機会も1回しか与えられていない。これにSSWer養成という新しい資格取得体制を取り入れると社会福祉士養成にかかる科目の年次配当を変更する必要がある。特に社会福祉士実習開始の年次については、半年もしくは1年の前倒しが必要である。しかし、教職課程が新しく加わったことで、実習の時期を前倒しすることが難しい現状がある。学部や学科が違えば、そのような問題は起こらないのかもしれないが、1学部1学科で専攻制度を導入しているため、カリキュラムを改革するのは、かなりの困難がある。しかし、学生に満足してもらえる大学になるためには、今後のカリキュラム改革は絶対に必要となる。そこでまずは、社会福祉士実習の前倒しを実現させ、実習に必要な知識を得るための科目も前倒しする必要がある。現在1年次から専門科目が導入されていることにより、その点は可能であ

ろうが、詰込み教育にならないように注意をする必要がある。

SSW 教育課程については、3 年次後期には「SSW 論」を「SSW 演習」「SSW 実習指導」「SSW 実習」については、4 年生の 1 年間を通じてカリキュラム展開する必要がある。しかし、4 年生は就職活動など忙しい時期でもあるので、履修する学生には強い意志と我々教員のサポート体制が必要である。

4-2 SSW 教育課程を履修する学生の選抜

SSW 教育課程を履修の上、SSWer の認定を受けるためには、社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得が必要である。したがって、本学においては、社会福祉士資格取得が可能な学生のみを SSW 教育課程へと導く必要がある。それには、人数の制限も必要であるが、現在のところ社会福祉士資格取得希望者が各学年約 10 名で推移していることから、全ての学生を受け入れることもできる。しかし、SSW 教育課程は、単に資格だけがほしい学生を受け入れるべきではない。

そこで、まずは社会福祉士指定科目の履修状況を確認した上で、それと同時に学生との対話を重視し、面談を重ねて意思確認を行うことが必要である。社会福祉士指定科目履修状況については、SSW 教育課程が始まるまでに、年次配当で必要な科目を全て履修していることが SSW 教育課程を履修する条件とする必要がある。その条件を前提とした上で、学生の将来への希望を聴きながら、面談を行い履修決定することが必要である。

4-3 教員養成との連携

本学では教職課程(中学校・高等学校の保健体育教員の養成)を 2012(平成 24)年度から設置した。SSWer 養成が教職課程と連携することも必要である。「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)」(2015)にも示されているように「社会

に開かれた教育課程とチーム学校」を目指すためには、「多様な専門性を持つ人材等と連携・分担してチームとして職務を担うことにより、学校の教育力・組織力を向上させることが必要であり、その中心的役割を担う教員一人一人がスキルアップを図り、その役割に応じて活躍できるようにすることとそのための環境整備を図ることが重要である」³⁾と記されている。学校では、教員が多様な専門職との連携の中心的な役割を持つ必要があるが、役割を分担しチームとして子どもたちの生活を守る姿勢を持つことが重要である。そのことについて教員を目指す学生たちに意識づけることも必要である。それぞれの専門性を目指す教育と互いを尊重し合う教育を実践することが重要である。現在、教職を目指すには介護等体験を修了する必要がある、筆者は福祉の教員の立場として、福祉施設で実習する上での心得などを話す時間を学生に対して持っているが、それよりも前段階として、なぜ介護等体験が教員を目指す学生には教職課程において必要なのかを、教職課程の教員は教授していないと常に感じている。しかし、介護等体験を履修する必要性の理解とは別に特別支援学校での介護等体験を経験した学生は、特別支援学校で働いてみたいという意識を強く抱いて帰ってくる。実習先で良い学びを経験してきたことがうかがえる。実習前にも意識づけができていれば、より学びの多い実習となる。そこで、介護等体験だけではなく、SSWer 養成のための指定科目の一部、例えば SSW 論を教職課程の学生には必修とすることも必要であると考え。また、新たな演習科目を設定して、多職種連携を目的とした授業を展開することは、将来、SSWer と教員という立場や役割をしっかりと理解し、互いを尊重する専門職に成長してくれると考える。

4-4 教育の質の確保

本学が位置する萩市の SSWer の活動状況は先述のとおりであり、活動可能な SSWer を一人でも多く確保することが急務である。そこで重要なことは、活動可

能なSSWerを確保することと、ソーシャルワークの専門性を担保することを同時に考えることである。したがって、活動可能なSSWerを増やすためには、その専門性の担保は重要な要件である。そのためにも社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程を基礎としたSSW教育課程をどのように作り上げるかが重要な点であり、その設置に向けては、学内における共通認識が必要である。これには、FD・SD研修会を開催し、積極的に主張していくことも必要であるだろう。また、実習の事後指導においては、必ず実習報告会を実施し、多くの教職員の参加を促すことも必要である。本学は、1学部1学科の小さな大学であるため、教員と学生との距離が近い。現在も社会福祉士実習の実習報告会へは学長をはじめ、大学を運営する上層部に対しても積極的な参加を促している。時間のある限り参加をしていただき、学生たちにとっては、少し緊張する報告会ではあるが、どのような学びを学生たちがしているのかを担当教職員以外に理解を深めてもらえる良い機会となっている。SSW実習においても積極的に、このような取り組みを行っていききたい。

最後にSSW教育課程を設置する養成校が考えなければならないことは、養成校としての使命があることの自覚であると考え。SSWerの養成は、2016(平成28)年度スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会が始まったことにより、第2のステージに突入した。筆者を含め、今回の講習を受講した教員もその自覚を持つ必要がある。そのためには、SSWの確固たるエビデンスを構築することが必要である。筆者自身も今回の講習の受講だけでは、担当教員として継続していく上で不安な部分もある。今後継続した研修を受講することや養成校間の連携、また実践的な研究を大学問を超えて実施することも必要である。学生たちに良い学びを提供するためには、我々教員がSSWer養成を行っているという自覚を持ち、我々も継続した学びが必要である。

5 関係機関との連携

教育課程を設置するには、実習教育の展開を行うにあたり学内だけの環境整備だけでなく、関係機関との関係の構築や連携も重要である。ここでは、大学が連携すべき関係機関をあげ、それらとの関係の構築と連携の在り方について検討したい。

5-1 本学と教育委員会との関係の構築

先述の萩市のSSWerの活動実態では、市の教育委員会の職員であるA氏1人に負担がかかっている状況であった。それは、決して好ましい状況ではない。教育現場において、子どもが直面している問題は深刻化している。その中で、SSWerの活動は必要不可欠である。そのことについては、A氏も十分に認識しておられるが、それ以上前へ進めることのできないもどかしさを抱えておられるようであった。

萩市では現在小・中学校の生徒の不登校対策として、適応指導教室（萩輝きスクール）を開設している。この適応教室での役割もA氏にはあり、かなり多くの業務を抱えておられる実情がある。そこで、本学の社会福祉士を目指す学生たちをボランティアとして、その教室に参加させてもらうことを提案した。学生たちも授業の空き時間を利用して、その教室のお手伝いをすることを了承した上での提案であった。教育委員会としては、その教室を学生に僅かな時間でも手伝ってもらえると大変助かるという回答であった。このような教室に学生たちがボランティアとして参加することで、彼らにとっても良い実践での学びとなり、SSWerを目指す学生にとっては、将来に役立つ活動ともなる。この活動については、すぐにでも教育委員会との連携として取り組むことが可能であり、このような取り組みを通じて、SSW実習開始に向けての教育委員会との協議もしやすくなる。しかし、この活動には継続性も必要であり、学生にとっても負担のない方策を講じなければならない。

また、筆者を含む本学教員が教育委員会との関わり

を積極的に持つことも必要である。筆者は、2016(平成28)年度から「萩市いじめ問題対策委員会」の委員に加わらせていただいた。頻繁に開催される会議ではないが、市内の子どもたちが直面している問題について、互いに情報を共有することにより、大学の教員として、また地域の一員として何か出来ることを見だし、それをもとに協力することも連携を行う上で重要な要素として考えられる。

5-2 本学と市内教育機関との連携

市内には特別支援学校を含め多くの小・中学校、そして公私立の高等学校が存在する。2016(平成28)年度から本学が存在する地区の中学校からの要請で、この中学校の地域教育ネットに本学も参加することとなった。この地域教育ネットは、その中学校区にある保育所、幼稚園、小学校、高等学校、そしてこれらの児童・生徒の保護者等で構成され、地域全体で子どもたちを育てる目的で設立されている。2016(平成28)年度から本学もその中に参加し、第1回目の会議に参加をさせていただいた。その会議に参加し分ったこととして、本学の学生たちがどのようなことを学んでいるのかについて、この地域教育ネットの構成員である地区の人々の多くに認識されていないという現実があった。どのような資格取得が可能で、どのような部活動やサークルがあり、学生たちが活躍しているのかもあまり知られていない事実があった。教育現場への福祉職であるSSWerの介入は、なかなか困難であるが、学生たちが地域の小学校や中学校等に関係するボランティア活動に参加する機会を増やしたり、共に地域の活動に参加することで、互いの理解が深まり、SSW実習への理解を得てもらうことも不可能ではないだろう。まずは地道な取り組みではあるが、地域の教育機関と関わりをもち、本学が地域の中の資源として存在している認識を多くの地域住民に抱いてもらう取り組みを行う必要がある。

5-3 本学と職能団体との関係の構築

都道府県社会福祉士会および都道府県精神保健福祉士協会等の職能団体との連携も重要である。これは、SSWerが、社会福祉士や精神保健福祉士を基礎資格としている点にある。ここでは都道府県社会福祉士会、とりわけ筆者の所属する山口県社会福祉士会との関係を中心に述べたい。山口県社会福祉士会には、SSW委員会が設置されており、この委員会は、県内で実際にSSWerとして活躍されておられる会員で構成されている。この委員会に所属しておられる会員には、今後、実習指導者として、実習中の学生への指導を依頼させていただく方たちも存在する。福祉現場ではなく、教育現場での福祉的支援を行うSSWerには、どのような遣り甲斐があり、またどのような困難があるのか等を実際の経験に基づいて指導していただきたい。実習指導者としてまたSSWerとして、彼らが抱えているSSWer像を実習生である学生に伝えていただきたい。これは、実習指導者がどのような考え、または姿勢でクライアントと向き合っているかを示している。彼らのクライアントに対して向き合う姿勢を見せてもらえることは、学生たちにとって、実習中の大きな学びとなる。幸いにして、山口県社会福祉士会SSW委員会には、山口県のSSWの礎を築いてこられた方もおられる。したがって、その方から県内のSSW及びSSWerの実態についてもお話を伺うことができる。また、そのような方を大学にゲストスピーカーとして招き、学生たちに生の声を届けてもらうことも、学生たちにとっても効果的な学びとなるだろう。

また、毎年開催される山口県社会福祉士会を含む職能団体等が主催するSSWに関する研修会への積極的な参加を学生に促すことも必要である。これまでにも、社会福祉士会が主催する研修会やソーシャルワーカーデーに参加した学生からは、今後も積極的に参加したい等の意見を必ず聞くことができる。学生にとっても大学での座学では学べない實際を学ぶ機会にもなる。また、このような研修会は、福祉現場で働いておられ

る社会福祉士と知り合う機会でもあり、自分の将来の方向性を決めるためにも有効である。しかし、そのような研修会への参加は、我々教員が自ら引率することも必要であり、我々も職能団体に所属する限り、社会福祉士の活動にも積極的に参加することも率先して行わなければならない。何よりも学生と会員とを結びつけるためには、我々教員がまず顔の見える関係を築かなければならない。

5-4 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会との関係

本学は、社会福祉士養成校として、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会に所属している。この協会との関係に必要なこととしては、我々教員の担当教員としてのブラッシュアップにある。2016(平成 28)年度スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当講習会に参加して感じたことは、SSWer 養成を継続して行く上では、我々担当教員の質の担保が必要である。今回の講習会を通じて担当教員としての認定を受けたが、今後も継続した研鑽が必要である。そのためには、本協会が実施する研修会等には積極的に参加する必要がある。また協会としても継続した研修の実施をお願いしたい。また、研修を通じて、全国の養成校の教員と出会うことは、我々にとっても有意義であり、さまざまな情報交換ができる場にもなる。

また、2017(平成 29)年 4 月 1 日より、本協会は、日本社会福祉教育学校連盟、日本精神保健福祉士養成校協会と合併し、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟として新たに発足する。これにより、教員研修を含めた養成校へのますますの支援を期待したい。

6 おわりに

本稿では、SSW 教育課程の設置に向けて、本学が目指すべき方向性等の骨格について考察を行ったのみで、SSW 教育課程に必要な各科目をいかに本学の特色に合わせて構築するかの検討はしていない。これについ

ては、社会福祉士養成課程または、教職課程との連携等を踏まえた教育展開を検討する必要があるため、その後論考することとしたい。

本稿の中で、1 人の SSWer を目指す学生への質問を取り上げ、SSWer 養成に必要な手かかりをその学生から得たが、その学生の明解な回答の背景には、社会的養護の体験が理由としてある。おそらく、SSWer との関わりはないにしても、SC や児童相談者の児童福祉司、児童養護施設の職員(児童指導員、保育士)との関わりがあったであろう。これらの専門職の中で、SC との関わりを経験を重視していたならば、SC になることを選択していただろう。しかし、多くの大人との関わりを通じて、学生自身が職業として選択しようとしているのは SSWer であり、福祉の専門職との出会いがその学生の将来を方向づけていると言える。その学生には、SSWer は子どもたちが直面している問題を解決してくれる専門職である認識を持ち続けて、今後も志を持ってもらいたい。また、SSWer が、多くの子どもたちから信頼される存在となるように、我々は養成にかかわらなければならない。その認識を本稿を作成するにあたり深く考えることができた。今まで述べてきたことを踏まえて、あらためて筆者が養成したい SSWer は、子どもの幸せを第一に考え、実働できる SSWer である。それは時と場合により、学校や教育委員会と対峙することもあるだろう。しかしその時、しっかりと関係機関と向き合える力を持つためには、ミクロレベルの実践だけでなく、メゾ・マクロ実践が出来る SSWer の存在が必要である。そのような実践ができる人材の養成を目指したい。そのためには、SSWer 教育課程を担当する我々教員の役割と責任は大きい。

[註]

註 1 「派遣型」とは、SSWer の活動形態の 1 つであり、SSWer が教育委員会などに所属し、学校の要請に応じて、学校などを訪問し支援活動を行い、コンサルテーションやケース会議への参加など間接支援を中心

とした活動である。この他に、特定の学校に配置されることにより直接支援を中心とした活動を行う「配置型」や、教育委員会などに所属しながら、校区内や近隣の学校に対して定期巡回や派遣要請により直接または間接支援活動を行う「拠点校型」がある。

[引用文献]

- 1) 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会；スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業教育課程認定校一覧,
http://www.jascsw.jp/ssw/ssw_school_list.html (2016.9.5)
- 2) 前掲；社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程,
http://www.jascsw.jp/ssw/20160623_1_SSWkitei.pdf
(2016.9.5)
- 3) 文部科学省；これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) ,
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf,
(2016.9.5)

[参考文献]

- 1) 山野則子編；エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワークー現場で使える教育行政との協働プログラムー, 明石書店, 2015
- 2) 山野則子・野田正人・半羽利美佳編；よくわかるスクールソーシャルワーク第2版, ミネルヴァ書房, 2016
- 3) 日本スクールソーシャルワーク協会編；子どもにえられるためのスクールソーシャルワーク, 学苑社, 2016
- 4) スクールソーシャルワーク評価支援研究所(所長山野則子)編；すべての子どもたちを包括する支援システムーエビデンスに基づく実践推進自治体報告と学

術的視点から考えるー, せせらぎ出版, 2016

- 5) 文部科学省；子供の貧困対策に関する大綱～全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1352204_3_2.pdf,
(2016.9.5)